



# 青森県医療・福祉職子育て世帯 移住支援金制度のお知らせ

青森県では、子育て世帯の方が県内に移住した場合、移住支援金を支給します。

## 支援対象 ・ 主な要件

### 1 医療・福祉職の資格がある方

18歳未満のお子さんと共に青森県外から県内に移住し、  
県内の医療・福祉施設等で資格に基づく業務に就業した方。

### 2 医療・福祉職の資格がない方

18歳未満のお子さんと共に青森県外から県内に移住し、  
資格取得を目的に県内の養成機関に就学した方。

- ※ 令和5年4月1日以降に移住した方が対象となります。
- ※ 他、支援金の返還を含む各種要件等があります。

## 支給額の 例

- ・基本額 100万円
- ・子育て加算 最大100万円（子ども一人あたり）
- ・ひとり親世帯加算 100万円

例) 子どもが2人のひとり親世帯の場合

基本額100万円+子育て加算100万円×2人+ひとり親加算100万円  
→**400万円**

※支給額は市町村との調整を経て決定します。

## 子育て 世帯

18歳未満のお子さんと、お子さんを養育する方々からなる世帯  
※転入前から同一世帯の場合で、かつ、転入前からお子さんを養育している場  
合が対象となります。

## 医療・福 祉職の例

- ・医師
- ・薬剤師
- ・看護師等（保健師・助産師・看護師・准看護師）
- ・診療放射線技師
- ・臨床検査技師
- ・理学療法士
- ・作業療法士
- ・言語聴覚士
- ・歯科医師
- ・歯科衛生士
- ・歯科技工士
- ・救急救命士
- ・管理栄養士
- ・栄養士
- ・保育士
- ・社会福祉士
- ・介護福祉士
- ・介護支援専門員
- ・訪問介護員（介護福祉士実務者研修修了者） など

## 医療・福祉職の資格がある方（就業先の相談）

下記のいずれかの機関等で紹介されている求人に応募。

- ①青森県公式就職情報「あおもりジョブ」
- ②青森県ナースセンター
- ③青森県福祉人材センター
- ④青森県保育士・保育所支援センター
- ⑤公益財団法人青森県母子寡婦福祉連合会無料職業紹介所
- ⑥青森県栄養士会
- ⑦県内市町村が開設・運営する無料職業紹介所
- ⑧県内市町村社会福祉協議会が開設・運営する無料職業紹介所
- ⑨ハローワーク

など

## 医療・福祉職の資格がない方（就学先）

県内の医療機関や福祉施設等で医療・福祉職に就業するために必要な事業対象資格を取得するために下記のいずれかの県内の養成機関（通信制は除く。）に就学。

- |               |                 |            |
|---------------|-----------------|------------|
| ①医師養成校        | ②薬剤師養成校         | ③看護師等養成所   |
| ④診療放射線技師養成校   | ⑤臨床検査技師養成校      |            |
| ⑥理学療法士養成校     | ⑦作業療法士養成校       |            |
| ⑧言語聴覚士養成校     | ⑨歯科衛生士・歯科技工士養成校 |            |
| ⑩救急救命士養成校     | ⑪管理栄養士養成校       | ⑫栄養士養成校    |
| ⑬保育士養成校       | ⑭社会福祉士養成施設      | ⑮介護福祉士養成施設 |
| ⑯介護福祉士実務者養成施設 |                 |            |

など

### 申請窓口は市町村となります。

※支給できる額に限りがありますので、申請前に必ず市町村へお問い合わせください。

詳細等のお問い合わせはこちらまで！

青森県 健康医療福祉部

健康医療福祉政策課 企画政策グループ

TEL 017-734-9277

Email [kkenkofu@pref.aomori.lg.jp](mailto:kkenkofu@pref.aomori.lg.jp)

